

社 労 連 第 376 号

平成 22 年 9 月 29 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修

(公 印 省 略)

「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」の実施に係る協力依頼について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、標記共済制度にかかる委託事務につきましてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり独立行政法人勤労者退職金共済機構より加入促進強化月間の実施に係る協力依頼がありましたので、既に貴会あて別送にて同趣旨の依頼が届いているかと存じますが、本制度の趣旨をご理解いただき、特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、本件に関する詳細につきましては、下記により対応いただくこととなっていることを申し添えます。

記

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

事業推進部 広報計画課

課長 梶原波津江 様

〒105-8077

東京都港区芝公園 1-7-6 退職金機構ビル

TEL : 03-3436-0151 (代)

FAX : 03-3436-4362





中退共発第 11 号

平成 22 年 9 月 吉日

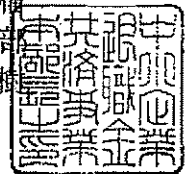
全国社会保険労務士会連合会

会長 金田 修 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

本部長 菅原 晴 様



中小企業退職金共済制度加入促進強化月間の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業退職金共済制度の普及につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、独立行政法人勤労者退職金共済機構では、中小企業退職金共済制度の一層の加入促進を図るため、本年も 10 月 1 日から 31 日までの期間を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」として、別紙「加入促進強化月間実施要綱」により、全国規模で集中的な加入促進活動を展開することとしております。

つきましては、用務ご多端の折誠に恐縮に存じますが、この強化月間の趣旨をご理解いただき、本制度の普及、広報資料等の配布及びポスターの掲示等について、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、傘下の団体様へも中小企業退職金共済制度加入促進強化月間の実施について、書面にて通知させていただきましたことを申し上げますと共に、広報資料（ポスター・ちらし）は別便にてご送付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成 22 年度
一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 趣 旨

中小企業退職金共済事業本部では、退職金制度の普及が未だ十分ではない中小零細企業に対して、一般の中小企業退職金共済制度（中退共制度）への加入促進を積極的に展開しているところであるが、中小企業においては一層厳しい経営環境となっている。

そうした状況下においても退職金制度は、人材の確保や企業価値を高める手段として有効であり、さらには転職時及び退職後の所得保障等重要な役割を果たしていることから、平成22年度の「一般の中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」においては、①退職金制度を持たない中小零細企業に対する短時間労働者を含む新規加入の促進、②すでに中退共制度に加入している企業に対する短時間労働者を含む新規採用従業員の追加加入の促進、③実質的な移行申出期限まで残り1年となった適格退職年金制度から中退共制度への更なる移行の促進、を重要な柱として積極的に取り組むこととする。

2 実 施 期 間 自 平成 22 年 10 月 1 日
 至 平成 22 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体

(1) 行政機関

中小企業庁、地方経済産業局、国土交通省海事局、地方運輸局、都道府県、労政主管事務所、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、市区町村（順不同）

(2) 関係機関

（独）雇用・能力開発機構、（財）21世紀職業財団、（独）中小企業基盤整備機構、（財）全国中小企業取引振興協会（順不同）

(3) 金融機関

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会、全国労働金庫協会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫及び業務委託金融機関の本支店（順不同）

(4) 事業主団体

日本商工会議所、都道府県商工会議所連合会、商工会議所、全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、商工会、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国労働基準関係団体連合会、全国労働保険事務組合連合会、全国青色申告会総連合、青色申告会、全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会、全国中小企業勤労者福祉サービスセンター、全国乗用自動車連合会、日本税理士協同組合連合会、TKC企業共済会、及びその他委託事業主団体（順不同）

(5) 生命保険会社 7 社

5 実 施 事 項

(1) 広報活動

- ① ポスターの掲示及び配布
- ② 広報資料（パンフレット）の窓口備付及び配布依頼
- ③ 関係機関・団体等の機関誌（紙）・広報誌（紙）への記事掲載依頼
- ④ 事業主等を対象とした各種会合での広報資料の配布
- ⑤ マスメディア等による広報

(2) 加入促進活動

- ① 未加入企業を対象とした説明会の開催
- ② 適格退職年金制度からの移行検討企業及び関係機関を対象とした説明会の開催
- ③ 未加入企業及び適格退職年金制度からの移行検討企業への個別訪問による直接加入勧奨
- ④ 事業主団体等への業務委託の促進及び中退共制度への加入促進依頼

【加入勧奨にあたってご留意いただきたい事項】

1. 制度の特色についての周知

中退共制度は安全・確実・有利な国の退職金制度です。次の特色をご周知ください。

(1) 有利な国の掛金助成

新しく加入する事業主に、掛金月額 1/2（従業員ごと上限 5,000 円）を加入後 4 か月目から 1 年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額 2,000 円・3,000 円・4,000 円には掛金月額の 1/2 の額にそれぞれ 300 円・400 円・500 円を更に上乗せして助成します。

また、18,000 円以下の掛金月額を増額する事業主に、増額分の 1/3 を増額月から 1 年間、国が助成します。
注意：適格退職年金制度からの移行、および社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、新しく加入する事業主に適用される助成の対象にはなりません。

(2) 掛金は全額非課税

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(3) 簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

(4) 通算制度でまとまった退職金

加入前の勤務期間（過去勤務期間）の通算制度、転職した場合の通算制度があります。

(5) 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。退職金の支払いは、一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば分割払いで受け取ることもできます。

2. 新規加入の勧奨

退職金制度を設けることにより、従業員は企業への信頼感を高め安心して働くことができます。

平成 14 年の税制改正において、退職給与引当金制度は廃止になりました。中小企業は平成 24 年まで一定額を取り崩す経過措置が講じられていますが、以後は、社内積立型の退職金制度は全額課税対象となります。税制上の優遇を受けられる社外積立型の中退共制度への加入を勧奨してください。

3. 適格退職年金制度からの移行勧奨

確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は平成 24 年 3 月 31 日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、中退共制度はその有力な移行先となっています。中退共制度に移行する際、適格退職年金契約における従業員持分額の全額を移換できます。適格退職年金制度の廃止まで残りあと 1 年半となることから、現に適格退職年金契約を締結している事業主に対して速やかな移行の勧奨をしてください。

4. 追加加入の勧奨

中退共制度は、その事業主が雇用する従業員全員を加入させることを原則としています。既に参加している企業に対しては、新規採用者やまだ加入していない従業員がいる場合は追加加入させるよう勧奨をしてください。

5. 掛金月額を増額の勧奨

退職金給付水準の向上を図るため「掛金増額助成」が設けられております。既に参加している企業に対してより充実した退職金を支払うことができるよう、掛金月額を増額変更を勧奨してください。

6. 短時間労働者の加入勧奨

短時間労働者（1 週間の所定労働時間が通常の労働者に比べ短く、かつ、30 時間未満の従業員）は、通常の掛金月額のほか加入しやすい特例の掛金月額（2,000 円・3,000 円・4,000 円）を選択でき、掛金助成の上乗せもありますので、積極的に加入を勧奨してください。